

黒石市高校生ボランティア活動表彰条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月26日

黒石市教育委員会教育長 阿保 淳 士

黒石市教育委員会規則第7号

黒石市高校生ボランティア活動表彰条例施行規則の一部を改正する規則

黒石市高校生ボランティア活動表彰条例施行規則（平成13年黒石市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、黒石市高校生ボランティア活動表彰条例（平成9年黒石市条例第32号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「（表彰の対象）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

表彰の対象となるボランティア活動は、実践的、かつ、継続的に行われているもので、次の各号に掲げるものとする。

第3条を削る。

第8条を削り、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1号から第5号までを次のように改め、同条を第6条とする。

- (1) 黒石市社会教育委員
- (2) 黒石市公民館運営審議会委員
- (3) 黒石市社会福祉協議会役員
- (4) 黒石市子ども会育成連合会役員
- (5) 青森県青少年健全育成推進員

第4条の見出し中「推せん」を「推薦」に改め、同条第1項中「第2条」を「前条」に、「市長に推せん」を「教育長に推薦」に改め、同条第2項及び第3項中「推せん」を「推薦」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

(表彰の決定)

第4条 教育委員会は、前条に規定する推薦があったときは、条例第3条に規定する黒石市高校生ボランティア表彰審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞いた上で高校生ボランティア活動表彰の決定を行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、毎年、表彰を受ける生徒の在学する高等学校の卒業式又は卒業式予行日に当該学校長から伝達して行うものとする。

様式第1号中「(第4条関係)」を「第3条関係」に、「表彰推せん書」を「表彰推薦書」に、「黒石市長」を「黒石市教育委員会教育長」に、「推せん者」を「推薦者」に、「第4条により推せん」を「第3条により推薦」に改める。

様式第2号中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。